

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.17」を「100分の7.96」に改める。

第5条中「17,000円」を「19,700円」に改める。

第5条の2第1号中「19,600円」を「21,700円」に改め、同条第2号中「9,800円」を「10,850円」に改め、同条第3号中「14,700円」を「16,275円」に改める。

第6条中「100分の1.89」を「100分の2.28」に改める。

第7条中「17,500円」を「19,300円」に改める。

第8条中「100分の1.87」を「100分の2.2」に改める。

第9条中「16,200円」を「17,600円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「11,900円」を「13,790円」に改め、同号イ(ア)中「13,720円」を「15,190円」に改め、同号イ(イ)中「6,860円」を「7,595円」に改め、同号イ(ウ)中「10,290円」を「11,393円」に改め、同号ウ中「12,250円」を「13,510円」に改め、同号エ中「11,340円」を「12,320円」に改め、同項第2号ア中「8,500円」を「9,850円」に改め、同号イ(ア)中「9,800円」を「10,850円」に改め、同号イ(イ)中「4,900円」を「5,425円」に改め、同号イ(ウ)中「7,350円」を「8,138円」に改め、同号ウ中「8,750円」を「9,650円」に改め、同号エ中「8,100円」を「8,800円」に改め、同項第3号ア中「3,400円」を「3,940円」に改め、同号イ(ア)中「3,920円」を「4,340円」に改め、同号イ(イ)中「1,960円」を「2,170円」に改め、同号イ(ウ)中「2,940円」を「3,255円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「3,860円」に改め、同号エ中「3,240円」を「3,520円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,550円」を「2,955円」に改め、同号イ中「4,250円」を「4,925円」に改め、同号ウ中「6,800円」を「7,880円」に改め、同号エ中「8,500円」を「9,850円」に改め、同項第2号ア中「2,625円」を「2,895円」に改め、同号イ中「4,375円」を「4,825円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「7,720円」に改め、同号エ中「8,750円」を「9,650円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。